# 入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日:令和2年8月26日)

開催日及び場所			令和2年	7月7日(火)	) 中会議室		
委員					冒昭(ジャーナリ 巻也(弁護士		
審議対象期間			令和元年	令和元年10月1日~令和元年12月31日			
審議	審議対象案件			8件	うち、	1者応札案件 4件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
抽出案件			5件 (抽出率	うち、 62.5%)	1者応札案件 3件 (抽出率 75%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 -%)		
		一般競争		0件	うち、	1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
	工事	指名競争	公募型指名競争	0件	うち、	1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			工事希望型競争	0件	うち、	1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			その他の指名競争	0件	うち、	1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		随意契約		0件	うち、	1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		一舟	一般競争		うち、	1者応札案件 3件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
抽出宏	物品	指名競争	公募型競争	0件	うち、	1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
案件内			簡易公募型競争	0件	うち、	1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
訳			その他の指名競争	0件	うち、	1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		随意契約	公募型プロポーザル	0件	うち、	1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			簡易公募型プロポーザル	0件	うち、	1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			標準型プロポーザル	0件	うち、	1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			その他の随意契約	2件	うち、	1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	

	意見・質問	回答等
	(詳細に記述すること。)	(詳細に記述すること。)
	別紙議事録のとおり	別紙議事録のとおり
委員からの意見・質問、それに対する回答 等		
₹₽人); \ Z 英日の日由豆は幼出の中皮	特になし	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		
[これらに対し部局長が講じた措置]		

事務局:農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター総務課

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する 法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する 法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)をいう。

### 委員からの意見・質問、それに対する回答等

# 意見・質問 口 答 箬 ○超音波診断装置 ・今回は入れ替えで1者応札ということだ ・前回は納入した業者ともう1社で競争が が、入れ替え前の機器はどうだったのか。 行われた。今回は応札が1社であったが、 仕様書を取りに来た業者は3社あった。今 回、仕様書を作成するに当たって、医師か ら日本製の機器で要望があったので調べた ところ、その3社のうち2社が国内のシェ アをほぼ獲得しており、もう1社は動物用 の機種や携帯用の機種が中心であり、当方 が求める汎用の装置はなかった。 ・医師が日本製を要望したという点につい ・障害支援体制や日本語の詳細な操作マニ て、仕様書等に記載してあるのか。 ュアルを求めることで、日本製のメーカー が応札しやすい条件とした。 ・入れ替え前の機器が平成18年の機器と ・経年劣化が激しく、モニターが現在のも いうことだが、何か不具合があったのか。 のは液晶画面なのに対し、旧機器はブラウ ン管の白黒画面であった。画面が見えなく なることが起こるため、以前から医師の要 望があったところ。当センターの診療所は 患者数が決して多くはないが、診察に必要 な機器なので更新した。 ・2社の参考見積を入手し、安価な方を予 ・予定価格はどのように算出したのか。 定価格とした。 ・利用実績については、主に心臓や腹部の ・当該機器の利用実績はどのくらいか。必 要性はどのくらいあるのか。 診察に使用している。数名ではあるが、毎 月コンスタントに利用しているので、診療 所としては最低限、必要な装置であると考 えている。

・予定価格の算出で利用した安価な方の参 ・そうです。

考見積りが納入されたメーカーのもので、 入札時に更に安くなったということか。

- ・参考見積りを入手したもう1社はなぜ応 札しなかったのか。
- ・台風の被害がなければ、当初は応札する 予定だったということか。
- ・この装置の耐用年数は何年か。

## 〇パケットキャプチャ装置

- ・1 者応札であったが、今回の入札で仕様 書を取りに来た業者は他にもあったのか。
- ・応札しなかった理由は何か。

- ・前回の平成24年度に導入した時のメート・今回の納入機器と同じメーカーである。 カーはどこだったのか。
- ・前回と同じ業者が納入したということ か。
- ・この機器の購入は何回目か。ずっと同じ 業者だったのか。
- ・ここで運営している農林水産省研究ネッ が運用支援しているのか。

- ・その業者に入札後、確認したところ昨年 の台風19号の影響で、メーカーの基板を 作っている福島県郡山市の工場が相当な被 害を受け、早期の復旧が困難となったため 不参加となったようだ。
- ・そうです。
- ・耐用年数は6年である。
- ・落札業者の他にもう1社あった。
- ・アンケート調査した結果、他の業務との 兼ね合いから手持ち人員の確保が困難であ ったこと、企画書・提案書を期限までに作 成することが困難と判断したこと、受注で きなかった場合の労力・コストがかかり過 ぎると判断したといった内容で回答があっ た。
- ・そうです。
- ・前回が初めての購入で、2回とも同じ業 者ある。
- ・MAFFINを構成する事業者は複数に トワーク (MAFFIN) はこのメーカー | わたっている。設備運用といった通信の機 器運用・保守は今回の納入業者であるA 社、回線はB社、メールサービス等はC社

- ・本体の中心部分はA社が担当しており、 機器の納入ということでアドバンテージが あったと推測される。
- ・その辺でアドバンテージがあったと考えてもおかしくはない。

- ・仕様書の中の「ソフトウェアの提供」ということで、ライセンス関係資料を情報システム課に提出することとあるが、このライセンス関係というのはA社が持っているものということはないのか。
- ・ライセンス関係についてはどこのメーカーでも関係なくクリアできるということか。
- ・そういう点では納入機器のメーカーが最初から本気で入札しようと思って来ていた訳ではないということか。

となっている。

- ・機器の中心というか、設備運用という業務としてはA社のウエイトが大きいのは確かである。
- ・もう1社の事業者は当センターとの契約 実績がない業者であり、先ほどのアンケー トの回答内容というよりは情報収集の意味 合いが強かったのではないかと思ってい る。A社に有利な入札だったのではないか という件に関しては、導入の作業はあるが、 この装置を納入することが主な仕様の内容 であるので、A社が有利であったとは考え ていない。メーカーを指定した入札ではな く、機器の仕様を満たしていれば、どこの メーカーのものでも良いという入札を行っ ている。ただ、あまり多く出回っているよ うな性格の機器ではない。我々のような大 きなネットワークを運用する事業者は本機 器を必要とすると思われるが、それほど種 類がたくさんあるものではない。
- ・これはあくまで導入した装置を運用する 上で必要なライセンスということになるの で、A社とは関係のあるものではない。
- ・どのメーカーでも機器を導入することができればクリアできる内容である。その装置に付属するソフトウェアという形になる。
- ・納入機器のメーカーは仕様書を取りに来 ておらず、先ほどのもう1社というのは別 な契約実績のない事業者である。納入機器 のメーカーにはこの装置を導入する際に、 金額等を調査する段階で見積書を依頼した が、このメーカー自身は入札に参加しなか

・予定価格の算定の基準はどのようになっているか。

- ・機器の値段と人件費の値段を足したものが予定価格で、機器の価格は2社の安価な方を採用したということか。
- ・この落札価格は人件費をかなり安く入れ てきたということか。
- ・この機器自体は決して特殊なものではないのか。他のメーカーでも作っている所はあるのか。
- ・他社でもあるのであれば、もっと入札に 参入しても良いと思うが。前回と同じメー カーだったということが何か作用している ということはないのか。

・考えられることは公告の情報がどれだけ 届いているかということ。前回納入したと ころが旧機器の寿命であるとか情報を取り やすいことも考えられる。そういったこと により、結果1者応札だったとも考えられ る。仕様書を見てもA社にアドバンテージ

った。

- ・提案する事業者がA社のみであったので、A社とメーカーからの見積書を参考に積算している。導入に係る費用については、導入時の必要工数を基に人件費として算出している。
- ・通常、安価な方を積算の参考として採用 するが、機器の価格においては、両者の差 異はなかった。
- ・トータル金額の入札なので、人件費を削ったのかは分からない。人件費は削りにくい経費でもあるので、推測だが機器の価格を下げたものと考えている。
- ・パケットキャプチャという処理をする機械は他社でもある。
- ・仕様書の配布段階から多くの事業者に来 てもらえなかったのは、それほど納入が多 い機器ではないのだと思う。機器自体は我 々も数年に一度しか導入しないのだが、こ れを導入する組織もそれほど多くはないの で、数多くは出回っていないと思う。通信 事業者や金融関係の業種で使われていると 聞いている。汎用的なスイッチや記憶装置 のストレージ装置は割と事業者が多いが、 使う企業がかなり限定されたニーズの限ら れたものなので、仕様書を取りに来てもら えなかったのかと考えている。
- ・入札公告の掲示は、センター内掲示板、センターHP、メルマガ、総務省HPで行っているが、どれだけの業者が見ているかと言われると難しいところである。

があるかを読み取るのが難しい。機器自体 が特殊なものでなければ、もう少し応札業 者があっても良いと思うが、それについて 改善点は考えているか。

- ・仕様書を取りに来るというのは、ここに 取りに来なければならないのか。郵送やメ ールで送るという方法はないのか。
- ・連絡すれば、ここに直接来なくても入手 することはできるんですね。
- ・他の機関と比べても、この地域が特別に 地の利が悪いということではないと思う。 なぜ参加者が少なくて1者応札が多いのか 疑問である。掲示場所がセンターHP及び 掲示板、官報・総務省HP・メルマガとあ るが、どのあたりの間口が一番広いと考え ているか。総務省あたりか。
- ・この件に限らず1者応札があまりにも多 い。ものによっては例えばコンピュータ関 係だとハードを入れた業者は圧倒的にアド バンテージがあるというケースもあるが、 それ以外に汎用性のあるスイッチとか部品 関係とかはもっと応札があってもいいので はないかと思われるものも沢山あると思 う。情報がどれだけ業者の方に届いている かということが大きな一つの課題なのかと いう気が以前からしていた。情報をどう届 けて多くの業者に知ってもらい、入札して もらえるかということの努力をするのが良 いのではないか。
- ・この地域は農林水産省系の機関がいくつ か点在していると思うが、その機関同士で か。

- ・基本的には取りに来てもらうが、希望す るところには郵送している。
- ・返信用の封筒(切手)を送ってもらえれ ば、送ることはできます。
- ・総務省よりは、どちらかというと農水省 のメルマガかと思っている。しかし、メル マガは登録しないと配信されないので、メ ルマガの登録方法を業者に周知しないとい けない。あとはHPを見てもらうか。官報 もどこまで業者が手に入れてみているかは 分からない。もう少し公告を幅広く皆が見 られるようなことを検討しないといけない と考えている。
- ・1 者応札、仕様書を受け取りに来る業者 が少ない、という理由は、入札情報が業者 に届いていないからではないかという懸念 はあった。今後検討していかなければなら ない。

・昔はしていなかったが、2年位前から農 研機構本部の掲示板に入札公告を貼っても 入札や契約に関する情報交換はしているのしらうように依頼している。森林総研もお互 いに掲示している。

・よその機関のことは分からないが、農林 水産省系だけでなく、他のこの地域の入札 に関する公告の仕方とかを調べるのも参考 になるかと思う。業者からするとつくば地 域は割と美味しい地域だとリース業者から 聞いている。比較的仕事のある地域だと見 られていると思うので、工夫すればもう少 し良くなる余地があるのではないかと感じ ている。 ・各課からも公告の仕方をもっと検討すべきだという意見をもらっているので、他の 機関からも情報を聞き取って今後の参考と したい。

## ○APAN接続関係スイッチ

- ・更新前の機器のサポートが終了ということだが、旧機器も今回の納入業者と同じか。
- ・今回で何回目の更新か。ずっと同じ納入業者か。
- ・この納入業者はMAFFINの通信系の業者 と同じですね。そういう点では機器として は信頼性があるということか。
- サポート終了というのはそのメーカーの サポートが終了ということか。

- ・サポート期間は何年か。
- ・この機器については何年か。
- ・この機器について、仕様書を取りに来た ところは何社あったのか。

・そうです。

- ・以前は別な業者から納入されたこともある。前々回だったと思う。
- ・機種の指定はしていない。結果的に納入 されたのがアメリカのメーカーの製品であ った。前回も同じメーカーだった。
- ・そうです。その機器のEOL(End of Life) ということで、古すぎてサポートできなく なる時期がどの機器にも来る。セキュリティの問題等あるので、それを使い続ける訳 にはいかないため、そういったタイミング で更新しなければならない。
- ・機器によってまちまちである。
- ・現行機は来年度である。少しEOLまで 期間は残しているが、EOLが到達する前 に早めに更新しなければならない状況であ るため、令和元年度に更新したものである。
- 4 社です。

社はなぜ応札しなかったのか。

- ・この機器自体も特殊なものではないの か。他のメーカーもあるのか。
- ・そうであるならば、4社来たのに応札し たのが1社なのか。先ほどの機器と同じよ うな問題があるのではないか。情報が行き 渡っていないことと、前回導入していた業 者にアドバンテージがあるのかと考えられ る。

- ・今回契約するに当たって、現在の機器の サポート終了に伴いとあるが、サポート期 間はどのメーカーでもそんなに変わらない のか。サポート期間は当初から分かってい たのか。
- サポート期間の長短がどこのメーカーを 納入したかによって後で不利になるという ことではなく、急にサポートが切れるため 入れ替えなければならないということがあ る訳ではないということか。
- ・サポート期間延長というのも主導権はメ┃・納入業者はメーカーの機器を納入してい

- ・結果的に1者応札ということで、他の3 | ・本件はアンケートの回収が芳しくなかっ た。回答を得たのが1社のみだが、それに よると、先ほどの事業者と同じ業者だが、 他の業務との兼ね合いから手持ち人員の確 保が困難、提案書等を期限までに作成する のが困難と判断したという回答となってい る。
  - ・この機器自体は、使い道は海外の機関と 接続したり、国内の学術ネットワークと接 続することを仕様書に記載しているが、機 器自体はネットワークスイッチなので、さ ほど複雑なものではない。
  - ・公告の周知が不充分ということは同じだ と思う。前回納入の事業者のアドバンテー ジという意味で言うと、この機器の納入場 所が東京に所在する通信事業者のビルの中 の拠点ということがあるが、そのビルの中 に設置することは、他の事業者でも可能で ある。我々としては、要件を満たせば幅広 く参加可能となるよう仕様書を作成してお り、当該ビルの事業者であること等の要件 は設定していない。
  - 納入した時点でサポート期間が決まって いないため、当初から分かっていたもので はない。短くなることはあまりなく、延長 されるのがほとんどである。その機器の供 給の状況や普及率によると考えられる。
  - そうです。ネットワークスイッチだと次 世代機が出来て古い機種が販売終了になっ てからメーカーによって3~5年後まで保 守されるような形なので、現在、後継機が 出来ていなくて販売中の機器であれば少な くとも3~5年は保証される。仕様書では 4年以上の保証としている。

ーカーにあるということか。利用者はそれ | る立場であるので、メーカーのサポート期 が分からないので、今回は1年早く入札し ている。サポート期間は納入業者の意図で 変えられるということか。

・サポート期間延長の情報が他のメーカー にも広く伝わっていないと、入札の準備が し辛いのではないか。

4社が仕様書を取りに来ているのに、1 者応札というのが気になる。

・公告の問題とも絡んでくると思うが、ど う広く知らせるかということを考えて工夫 してもらえればと思う。

・双方が関心を持たなければ広がらないの で、こちらだけの問題では無いと思うが、 工夫の余地があると思うので、よろしく。

## ○農林水産省研究ネットワーク(MAFF IN)通信回線提供業務

テムを導入するまでの猶予期間という形で | ステムやファイル共有システム、スーパー 延長するということか。

間を意図的に変えられる余地はない。新し い事業者が入ってくる上で、有利不利とい うことはないと考えている。

・納入業者は来年EOLを迎えるまでには 更新する必要があると把握していると思う が、いつ入札してもそういうことになる。 十分な公告期間を確保しており、サポート が切れることによって、我々がいつ頃入札 を行うかを知り得たとしても、それほど有 利に働くとは考えていない。

・他に取りに来た事業者は、1社は比較的 小規模な取引の実績はあるが、大きな取引 実績は無い。他2社は取引がほとんど無い 業者なので、情報収集が目的だったと思わ れる。納入されたメーカーとは別のメーカ ーの製品も考えられるので、仕様書を取得 に来た事業者が多かったのに1者応札と言 うよりも、本調達に興味を示してもらえな かったものと分析している。

例えばメルマガによる周知も登録してい ただかないと意味がない。入札がある時に 個別の事業者に伝えることは出来ないた め、メルマガを広く事業者に登録依頼をす ることを入札時期に関係なく行っている。 そういったことを進めていきたいと思う。

・本件の1年間延長というのは、次期シスト・当センターの情報システムは、メールシ コンピューター利用環境等をまとめて「情

これを動かすのが回線の運営とシステムの 運用が大きな柱となっている。システムの 更改にあたっては、我々だけでなくユーザ 一側の意見も取り入れる必要があり、委員 会を設けて議論し、その結果を受けて決め ることとなる。システムの更新について、 委員会の結果を踏まえ、当初予定から1年 間延期したところであり、通信回線につい ても更新したシステムに合わせたメニュー が必要となるので、1年間延長したもので ある。

報総合センターシステム」としているが、

- ・この1年間随意契約となる法的な根拠は 何か。
- ・特定の1社とは現在の業者ということ か。
- ・契約書の第9条で「甲は、前項の定めに より契約を解除する場合は」とあるが、前 条のことだと思う。違約金を「100分の10 に相当する額を請求することができる」と なっているが、甲から乙だけに請求できる ものとして規定されているのか。第8条で は契約の解除権とあるが、第9条の「前項」 とは他に何かあるのか確認したい。
- ・仕様書で「MAFFIN海外回線」とあるが、 この回線の所有権は契約業者と当センター のどちらにあるのか。
- ・使用できるような業者であれば今後、同 様の業務に参入することはできるのか。
- ・基本的にこの契約業者が回線を使ってい ・そうです。 ることが1社しかない大きな理由なのか。

- ・会計法第29条の3第4項の規定による。 契約相手が特定の1社しかないという根拠 になる。
- ・そうです。
- ・文章からすると確かに前条の誤りだと思 う。確認します。

- ・所有権は当センターには無い。回線自体 を契約業者が所有しているかというと、そ うではなく海外の回線業者が集まって太平 洋を渡る回線や東シナ海を渡る回線を運用 している。
- ・そうです。

・予定価格は契約業者からの参考見積りが 基準なのか。 ・予定価格については、現状の契約額を参 考として積算している。

# ○農林水産省研究ネットワーク (MAFF IN) 相互接続回線提供業務

- ・この契約金額も前の契約と同様に現状を引き継いだ形なのか。
- ・価格の計算の仕方は年額か月額か。
- ・今後の見通しとしては、随意契約理由書に「次期システムへの更新時期は令和4年3月を予定しており」ということなので、ここが決められるまでは、このような形を続けていくという見通しなのか。
- ・3ヶ月で区切るのは理由があるのか。

- ・そうです。
- ・こちらの予定価格は令和元年度分である。令和2年1月から1年間延長だが、年度を区切って契約をしている。先ほどの案件も同様に3ヶ月分となっている。
- ・次期システムの仕様が予算要求段階ではあるが、ある程度固まってきているので、回線についてはこの1年間の延長をした後は競争入札で決定したいと考えている。
- ・通信回線については単年度予算で支出しているため、年度を区切って契約している。

# 入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日:令和2年8月26日)

開催日及び場所			令和2年	7月7日(火)	)中会議室		
					冒昭(ジャーナク 学也(弁護士		
審議対象期間			令和2年	令和2年1月1日~令和2年3月31日			
審議	審議対象案件			1件	うち、	1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
抽出案件			1件(抽出率		1者応札案件 1件 (抽出率 100%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 -%)		
		一般競争		0件	うち、	1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
	工事	指名競争	公募型指名競争	0件	うち、	1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			工事希望型競争	0件	うち、	1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			その他の指名競争	0件	うち、	1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		随意契約		0件	うち、	1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		一舟	一般競争		うち、	1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
抽出常	物品役務	指名競争	公募型競争	0件	うち、	1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
案件内			簡易公募型競争	0件	うち、	1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
訳			その他の指名競争	0件	うち、	1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		随意契約	公募型プロポーザル	0件	うち、	1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			簡易公募型プロポーザル	0件	うち、	1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			標準型プロポーザル	0件	うち、	1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			その他の随意契約	0件	うち、	1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	

	意見・質問	回答等
	(詳細に記述すること。)	(詳細に記述すること。)
	別紙議事録のとおり	別紙議事録のとおり
委員からの意見・質問、それに対する回答 等		
₹₽人); \ Z 英日の日由豆は幼出の中皮	特になし	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		
[これらに対し部局長が講じた措置]		

事務局:農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター総務課

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する 法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する 法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)をいう。

### 委員からの意見・質問、それに対する回答等

## 意見・質問 口 答 箬 OL3スイッチ ・更新前の機器はどのメーカーのものか。 ・今回納入された物とは別のメーカーで、 今回の契約と同じか。 別な事業者が納入している。 ・競合できる相手は十分あり得るように思 3社来ている。他の2社は当センターと えるが、仕様書を取りに来た業者は何社あ 契約の実績がない事業者であった。仕様書 ったのか。 を返却の際、検討を重ねた結果、今回の入 札は見合わせる旨の通知があった。複数の メーカー製品があると考えているが、入札 に参加されなかったのは公告の効果が薄い のかと思う。仕様書については取りに来る か郵送の上でということになるが、その仕 様書を入手する事業者が少ないということ はある。仕様書の中身については汎用的な スイッチを用途に応じて事業者の方で提案 してもらわなければならないため、細かく 記載しているが、汎用的なスイッチを5台 納入するという内容なので、さほど難しい 調達ではないと考えていたが、他の事業者 の参加はなかった。 ・公告を11月26日に出し、提案の資料提 ・工数や履行期限に制約はなかったのか。 時期的な部分でも無理はなかったのか。 出締切が12月25日となっている。公告期 間を1ヶ月確保しているので、この期間で の提案は可能と考えている。入札から納入 期限まで2ヶ月強あり、大規模なスイッチ ではないため納期的にも問題なかったと考 えている。 ・公告を出して期限もそれほど短くはなく ・農水省が配信しているメルマガに、当セ

来ていないということだと思う。メルマガー入札情報にリンクするようになっている。

ンターの入札情報を載せてもらっている。

これは、登録した業者にセンターのHPの

十分だということであれば、仕様書を持っ

て行く業者が少ないのは、あまり周知が出

等をどう充実させていくか、伝えていくことが大事なので、検討をお願いします。メルマガは誰を対象にどのような物を発信しているのか。

- ・入札のためのメルマガなのか。他の情報 も発信しているのか。
- ・本件に限らず、本来であればもっと応札 があっても良い機器だと思う。金額的にも 決して低いとは言えない額である。業者が もっと関心を持ってもいいと思うが、結局 1者応札となっているのは何らかの問題が あるのではという気がする。情報をどう広 く伝えていくかという問題もあるだろう。 仕様書について特に問題はないか。

・慣れているメーカーならば良いが、応札 の意欲があっても初めてであったりする と、この仕様書を見て二の足を踏むところ が無いとも限らない。仕様書も最低限の情 報としているのだと思うが、分かりやすい 表現等、工夫ができると思う。新規に参入 しようという業者に対しても、分かりやす い仕様書にする工夫も必要かと思う。

- ・基本的には入札情報の発信である。調達 情報を入札参加希望者が入手しやすいよう に新着情報を登録者にメールで配信してい るものである。
- ・省内で定められているため、非常に項目 が多岐に渡っている。本省において仕様書 については入れる項目が決まっている。当 方としては簡略化した調達が出来れば合理 的だと思うが、網羅しなければならないこ とが決まっている。パソコン等を調達する 際は、これほど詳細な要件は記載しないが、 IT機器の調達については、内容が決まっ ているため、記載せざるを得ない。仕様書 のボリュームを見て驚くかも知れないが、 なるべく構成等を工夫しながら仕様書を作 っていきたいと思っている。これ以上の簡 略化は難しいと感じている。仕様書につい ては、もう少し事業者が見た時に分かりや すくなるようなことができれば、実行して いきたいと思っている。
- 分かりやすく作っていきたいと思う。